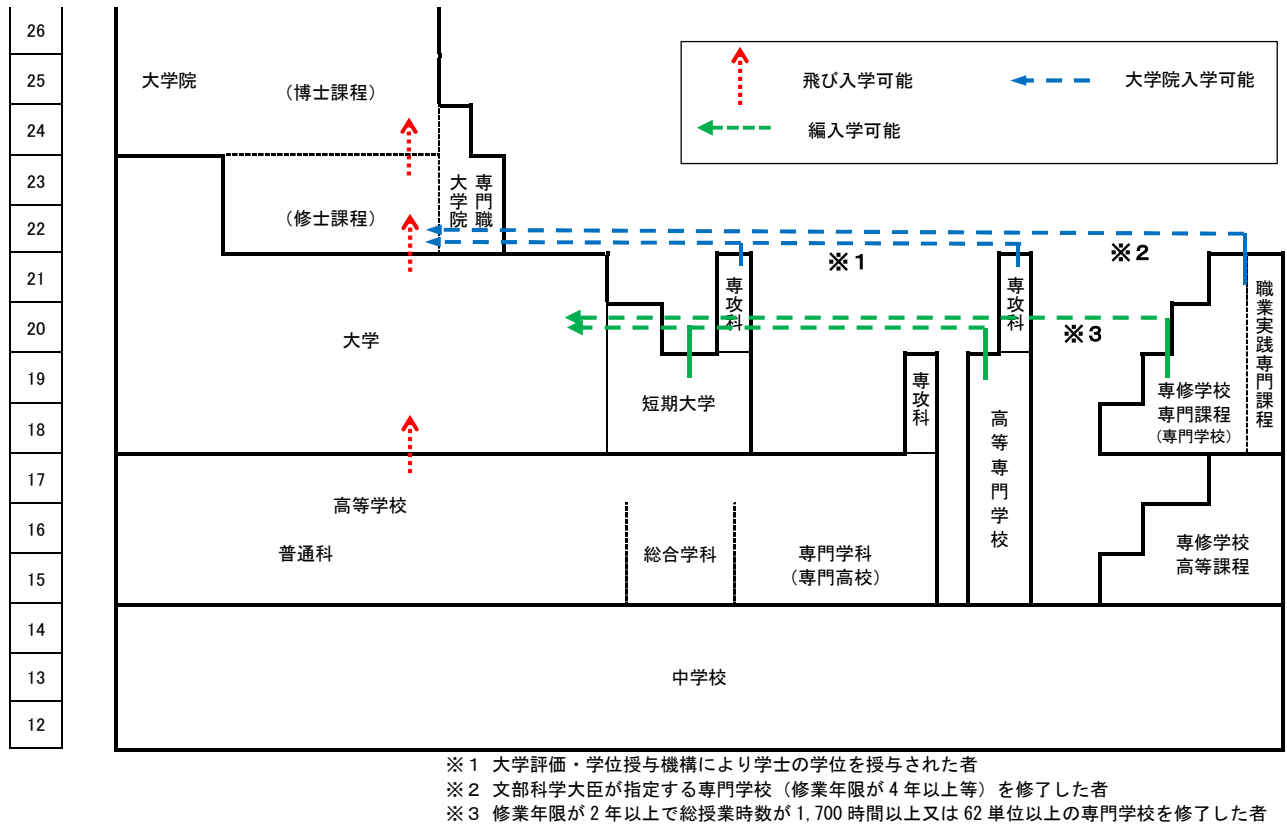


第19回教育再生実行会議（平成26年4月3日開催）資料1「高等教育、職業教育にかかる論点」（抄）
 ※一部時点修正等を行っている。

《参考資料》

○高等教育、職業教育に関する主な学校体系、学校教育法における各学校の目的規定



＜大学＞

学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること（学校教育法第83条第1項）

＜大学院＞

学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること（学校教育法第99条第1項）

専門職大学院：高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと（同条第2項）

＜短期大学＞

深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること（学校教育法第108条第1項）

＜高等専門学校＞

深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること（学校教育法第115条第1項）

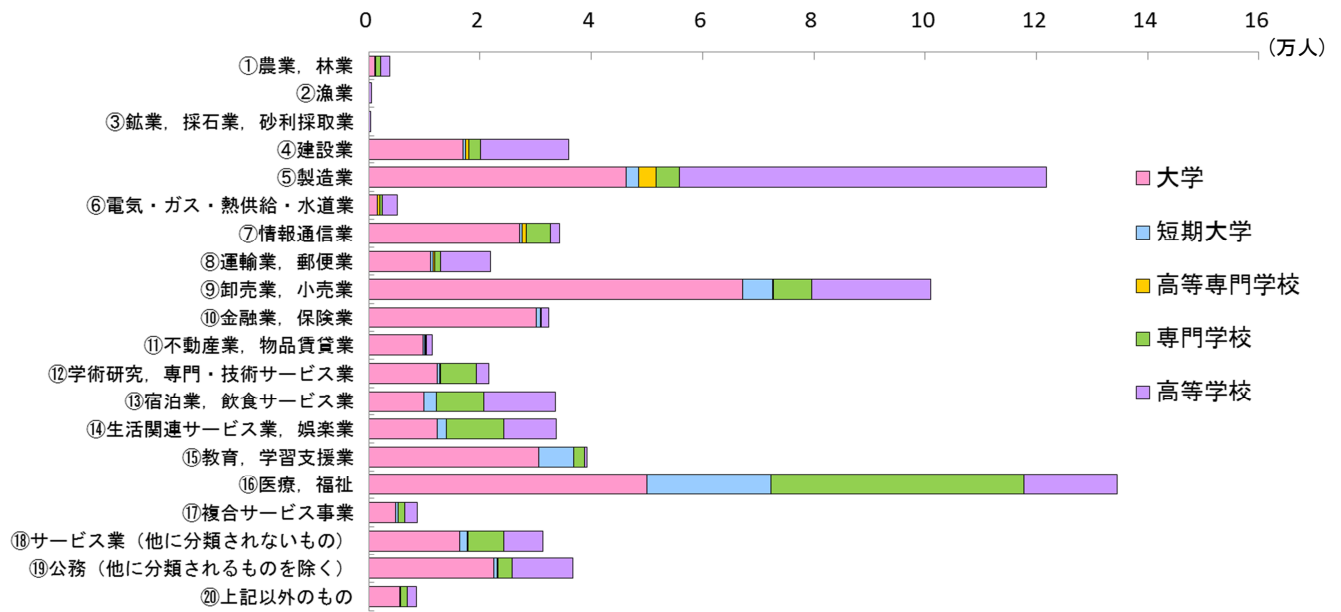
＜専修学校＞

職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること（学校教育法第124条）

専門課程（専門学校）：高等学校における教育の基礎の上に教育を行う（同125条）

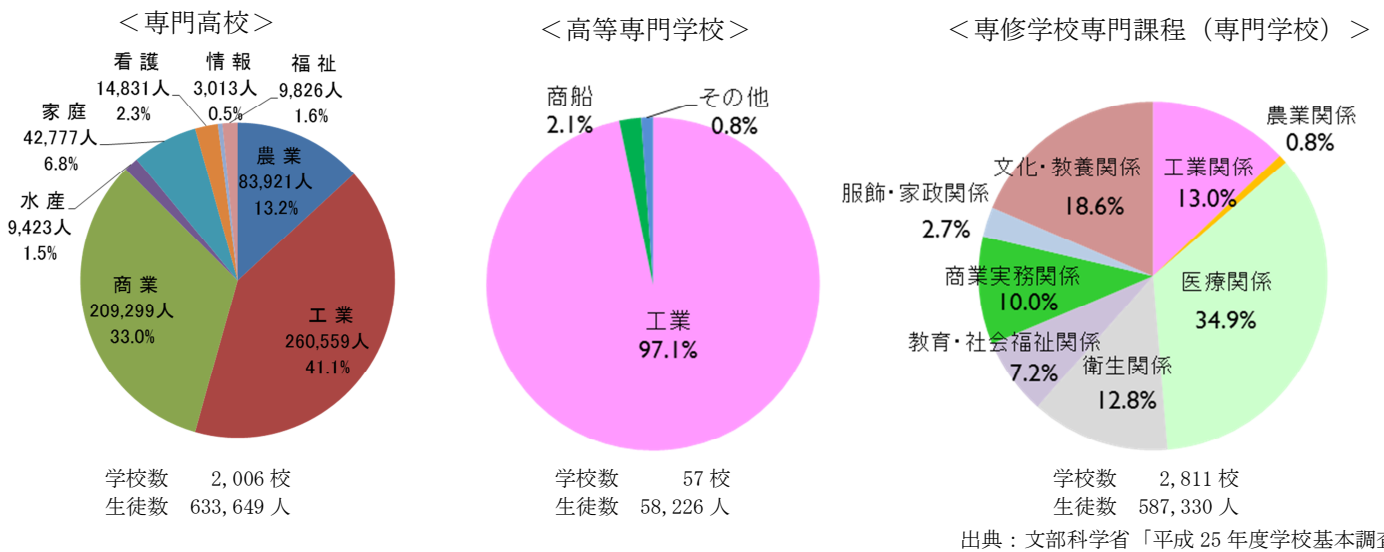
高等課程：中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて教育を行う（同上）

○大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校の卒業生の産業別就職者数



資料：文部科学省「学校基本調査」（平成25年度）（専門学校については、文部科学省調査（H25）による）

○専門高校、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）の生徒数の分野別割合



○専修学校専門課程（専門学校）の職業実践専門課程について（平成26年度から）

職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものとして、文部科学大臣の認定を受けたもの。470校1,365学科が認定を受けている（平成26年8月29日現在）。

- （認定要件）
- ① 修業年限が2年以上
 - ② 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
 - ③ 企業等と連携して演習・実習等を実施
 - ④ 総授業時数が1,700時間以上又は総単位数が62単位以上
 - ⑤ 実務に関する教員研修を企業等と連携して組織的に実施
 - ⑥ 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施